



# 熊本県公報

第 1 2 4 1 9 号  
平成 27 年 5 月 19 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 三角港港湾施設の概要…………… (港湾課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( " ) 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( " ) 14
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 26
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 26
- 道路の供用開始…………… ( " ) 26

**公 告**

- 菊池都市計画下水道の変更(菊池市指定)…………… (都市計画課) 26
- 公共測量の実施…………… (監理課) 27
- 熊本県電子入札共同利用システムの使用機器の賃貸借に係る一般競争入札の結果…………… ( " ) 27
- 熊本県電子入札共同利用システムデータセンター運用業務の委託に係る一般競争入札の結果…………… ( " ) 27
- 熊本県電子入札共同利用システム稼働維持業務委託契約に係る相手方の決定…………… ( " ) 28
- 道路の位置指定…………… (建築課) 28
- 住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託契約者…………… (市町村課) 28

**登 載 依 頼**

- 第 6 回熊本県障害者の相談に関する調整委員会の開催…………… (障害者の相談に関する調整委員会) 29

## 告 示

### 熊本県告示第 4 8 2 号

港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、平成 27 年 5 月 19 日から当該港湾施設の供用を開始する。

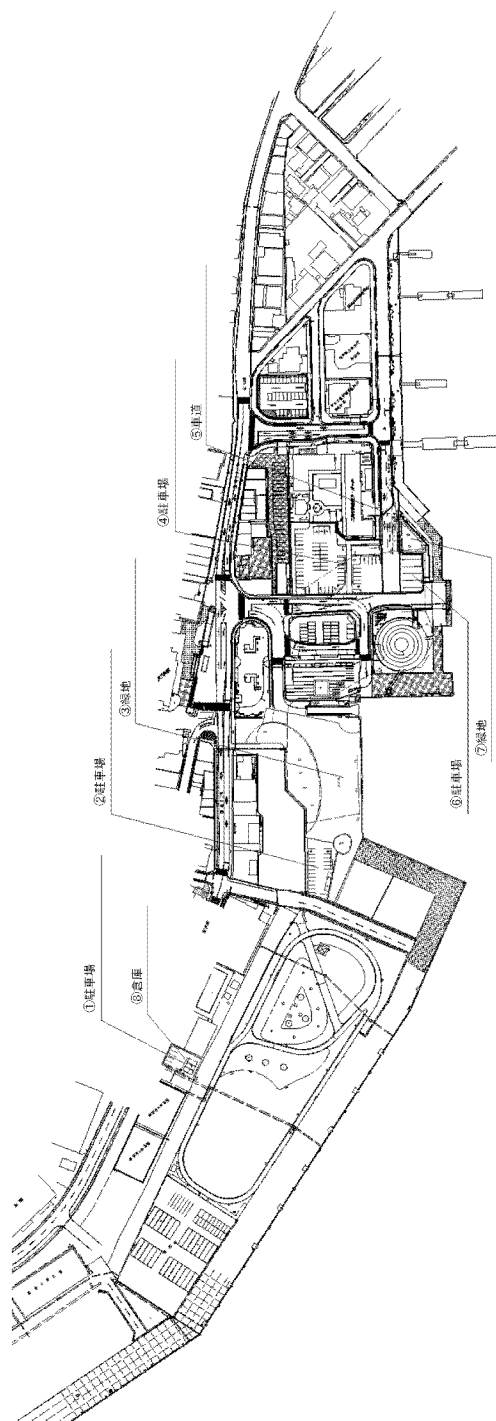
平成 27 年 5 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 三角港
- 2 所 在 宇城市三角町三角浦地先
- 3 概 要

番号	種類	数 量 及 び 能 力
①	駐車場	面積 293 平方メートル
②	駐車場	面積 625 平方メートル
③	緑地	面積 4,243 平方メートル
④	駐車場	面積 2,354 平方メートル
⑤	車道	延長 70.2 メートル、幅員 9.5 メートル
⑥	駐車場	面積 665 平方メートル
⑦	緑地	面積 339 平方メートル
⑧	倉庫	1 棟(面積 54 平方メートル)

4 位置図



熊本県告示第 4 8 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 7 年 5 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社導楽	デイサービス導楽	玉名郡長洲町大字長洲 2 8 1 8 番地 3	平成 2 7 年 6 月 1 日	通所介護

**熊本県告示第484号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社導楽	デイサービス導楽	玉名郡長洲町大字長洲2818番地3	平成27年6月1日	介護予防通所介護

**熊本県告示第485号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 古閑前川（201-1-008）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市西区河内町岳
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 松尾川3（201-1-027）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区上松尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 松尾川4（201-1-028）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区上松尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 花立谷（花立谷川）（201-1-031）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市西区中松尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 荒谷川（201-1-032）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市西区中松尾町、松尾一丁目
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 大将陣川(201-2-003)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市西区河内町岳、相ヶ谷  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 園山-1(201-1-064-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市西区河内町岳  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 園山-2(201-1-064-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市西区河内町岳  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 園山-3(201-1-064-3)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市西区河内町岳  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 江福田-1(201-1-065-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市北区釜尾町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 江福田-2(201-1-065-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市北区釜尾町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 江福田-3 (201-1-065-3)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市北区釜尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 江福田-4 (201-1-065-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市北区釜尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 江福田-5 (201-1-065-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市北区釜尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 江福田-6 (201-1-065-6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市北区釜尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 江福田-7 (201-1-065-7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市北区釜尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 梅洞(2) (201-1-154)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区西松尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 東竹洞-1 (201-1-155-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区西松尾町

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 東竹洞-2 (201-1-155-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区西松尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 皆代 (201-1-159)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区松尾一丁目、上高橋二丁目
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 百貫 (201-1-177)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区西松尾町、小島九丁目
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 千金甲 (201-1-178)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区小島九丁目
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 栖崎 (201-1-181)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区小島八丁目
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 南四番割 (201-1-182)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区小島三丁目
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 古閑前(201-2-055)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区河内町岳
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 折地(201-2-090)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区小島八丁目
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 面木(201-2-001(人))
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区河内町面木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 本村屋敷(201-3-061)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市北区釜尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 百貫石(201-3-067)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区西松尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 上才又(201-3-068)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市西区中松尾町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第486号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 中島川1（403-1-010）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
菊池郡大津町岩坂
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 中島川2（403-1-011）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池郡大津町岩坂
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 河原目川（阿原目川）（403-2-006）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池郡大津町岩坂
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 下古閑-1（210-1-011-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市小木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 下古閑-2（210-1-011-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市小木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 下古閑-3（210-1-011-3）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地



- (2) 菊池市小木  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 下古 関一4 (210-1-011-4)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市小木  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 下古 関2 (210-1-012)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市小木  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 永山 一3 (210-1-025-3)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市原  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 稗方 1 (210-1-026)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市稗方  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 稗方 2-1 (210-1-027-1)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市稗方  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 稗方 2-2 (210-1-027-2)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市稗方  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 太田(戸豊水1) - 1 (210-1-030-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市豊間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 太田(戸豊水1) - 2 (210-1-030-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市豊間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 太田(戸豊水1) - 3 (210-1-030-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市豊間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 太田(戸豊水1) - 4 (210-1-030-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市豊間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 太田(戸豊水1) - 5 (210-1-030-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市豊間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 中野瀬(戸豊水2) (210-1-031)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市豊間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 19 高野瀬-1 (210-1-032-1)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市隈府  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 20 高野瀬-2 (210-1-032-2)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市隈府  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 21 高野瀬-3 (210-1-032-3)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市隈府  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 22 高野瀬-4 (210-1-032-4)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市隈府  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 23 高野瀬-5 (210-1-032-5)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市隈府  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 24 巨-1 (210-1-033-1)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市巨、隈府  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 亘-2 (210-1-033-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市亘
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 亘-3 (210-1-033-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市亘
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 亘-4 (210-1-033-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市亘
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 豊間1 (太田1) (210-2-013)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市豊間
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 豊間2 (戸豊水3) (210-2-014)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市豊間
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 大柿 (210-2-015)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市大平、木庭
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 上木庭-1 (210-2-016-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市木庭
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 上木庭-2 (210-2-016-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市木庭
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 東迫間-1 (210-2-034-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市豊間
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 東迫間-2 (210-2-034-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市豊間
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 下木庭1 (210-3-001)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市木庭
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 下木庭2 (210-3-002)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊池市木庭
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 後藤川（211-1-008）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市城塚町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 城塚川1（211-1-009）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市城塚町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 城塚川2（211-1-010）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市城塚町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

4 城塚（211-1-054）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市城塚町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

5 新村3（211-2-069）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市城塚町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

6 新村4（211-2-070）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市城塚町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 新村5 (211-2-071)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市城塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 中村1 (211-2-072)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市城塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 中村2 (211-2-073)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市城塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 後藤1 (211-2-086)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市城塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 後藤2 (211-3-028)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市城塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 海ノ平川1-1 (343-1-001-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 海ノ平川 1-2 (343-1-001-2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 海ノ平川 2 (343-1-002)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 海ノ平川 3 (343-1-003)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 請川 1 (343-1-004)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 請川 2 (343-1-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山、曲野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 向久原川 1 (343-1-006)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町曲野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)



- 1 9 荒平川（343-2-001）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町曲野、宇土市立岡町、松山町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 向久原川2（343-2-002）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町曲野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 夫婦塚1（343-1-002）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 垣内3-1（343-2-003-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 垣内3-2（343-2-003-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 垣内2-1（343-2-004-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 垣内2-2（343-2-004-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 宇城市松橋町古保山  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 垣内 1 ( 3 4 3 - 2 - 0 0 5 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 曲野北 1 ( 3 4 3 - 2 - 0 0 6 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町曲野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 曲野北 2 - 1 ( 3 4 3 - 2 - 0 0 7 - 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町曲野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 曲野北 2 - 2 ( 3 4 3 - 2 - 0 0 7 - 2 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町曲野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 海ノ平 (海ノ平 1) ( 3 4 3 - 2 - 0 0 9 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 夫婦塚 2 - 1 ( 3 4 3 - 3 - 0 0 1 - 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 夫婦塚 2-2 (3 4 3-3-0 0 1-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 海ノ平 (海ノ平 2) (3 4 3-3-0 0 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町古保山、萩尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 垣内 4 (3 4 3-3-0 0 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市松橋町曲野、古保山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 舞鳴川 (8) (3 4 4-1-0 1 4)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 舞鳴川 (3) - 1 (3 4 4-1-0 1 5-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 舞鳴川 (3) - 2 (3 4 4-1-0 1 5-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 舞嶋川(1) - 1 (3 4 4 - 1 - 0 1 6 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 舞嶋川(1) - 2 (3 4 4 - 1 - 0 1 6 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 舞嶋川(1) - 3 (3 4 4 - 1 - 0 1 6 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 舞嶋川(2) (3 4 4 - 1 - 0 1 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 舞嶋川(9) (3 4 4 - 1 - 0 1 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 舞嶋川(10) (3 4 4 - 1 - 0 1 9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 舞嶋川 (4) (3 4 4 - 1 - 0 2 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 舞嶋川 (6) (3 4 4 - 1 - 0 2 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 舞嶋川 (7) (3 4 4 - 1 - 0 2 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 畑中川 - 1 (3 4 4 - 1 - 0 2 3 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 畑中川 - 2 (3 4 4 - 1 - 0 2 3 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 石神川 (3 4 4 - 2 - 0 0 9)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 弦巻 1 - 1 (3 4 4 - 1 - 0 1 3 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 弦巻1-2 (344-1-013-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 舞嶋(A)-1 (344-1-014-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 舞嶋(A)-2 (344-1-014-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 舞嶋(A)-3 (344-1-014-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 舞嶋(A)-4 (344-1-014-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 蔵野1-1 (344-1-015-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 57 蕨野1-2(344-1-015-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 58 舞嶋1(344-2-024)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 59 弦巻4(344-2-039)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 弦巻3(344-2-040)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 丸林(344-2-041)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 62 中原(344-2-042)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 畑中 (3 4 4 - 2 - 0 4 3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 大畑 3 (3 4 4 - 2 - 0 4 4)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東、南海東
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 大畑 2 (3 4 4 - 2 - 0 4 5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 大畑 4 (3 4 4 - 2 - 0 4 6)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 大畑 1 (3 4 4 - 2 - 0 4 7)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 石神 2 (3 4 4 - 2 - 0 4 8)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)



- 6 9 石神 1 ( 3 4 4 - 2 - 0 4 9 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 0 舞嶋 4 ( 3 4 4 - 2 - 0 5 0 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 1 舞嶋 3 ( 3 4 4 - 2 - 0 5 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 2 舞嶋 2 ( 3 4 4 - 2 - 0 5 2 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 二津野 ( 3 4 4 - 2 - 0 5 3 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 4 舞嶋 ( B ) ( 3 4 4 - 2 - 0 5 4 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市小川町東海東
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第488号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援センター オーガニックステーションYOU 球磨郡錦町大字西155番地	オーガニックステーションYOU合同会社 球磨郡錦町大字西155番地 内山 拓也	就労継続支援A型	平成27年5月11日

**熊本県告示第489号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年5月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字岩野字境目 3番5地先から 同所 3番5地先まで	72.5	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年5月19日

**熊本県告示第490号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年5月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	植木インター菊池線	菊池市七城町砂田字間所 1139番1地先から 同所 1107番2地先まで	190.0	防交安 (交安)

2 供用を開始する期日 平成27年5月19日

**公 告**

**熊本県公告第328号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により菊池市から菊池都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第329号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（地図作成作業）	平成27年4月23日から 平成28年3月31日まで	八代市萩原町一丁目、 萩原町二丁目、大手町 一丁目及び清水町

**熊本県公告第330号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県電子入札共同利用システムに係る使用機器の賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県土木部監理課  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日  
平成27年3月10日
- 落札者の名称及び所在地  
日立キャピタル株式会社九州法人支店  
福岡市博多区店屋町1番35号
- 落札金額  
2,581,200円（うち消費税及び地方消費税の額191,200円）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日  
平成27年1月27日

**熊本県公告第331号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県電子入札共同利用システムデータセンター運用業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県土木部監理課  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日  
平成27年3月10日
- 落札者の名称及び所在地  
西日本電信電話株式会社熊本支店  
熊本市中央区桜町3番1号
- 落札金額  
255,960,000円（うち消費税及び地方消費税の額18,960,000円）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日  
平成27年1月27日

**熊本県公告第332号**

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県電子入札共同利用システム稼働維持業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県土木部監理課  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成27年3月20日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社日立製作所  
熊本市中央区花畑町4番1号
- 5 契約金額  
28,512,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,112,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第1号による。

**熊本県公告第333号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 荒尾市大島103番地の2
- 2 築造者の氏名 有限会社日新商会
- 3 道路の位置 玉名市亀甲字浦田280番1
- 4 道路の幅員 4.00メートルから6.36メートルまで
- 5 道路の延長 93.15メートル
- 6 指定年月日 平成27年4月30日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建一第6号

**熊本県公告第334号**

特定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部市町村・税務局市町村課  
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年3月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
地方公共団体情報システム機構  
東京都千代田区一番町25
- 5 随意契約に係る契約金額  
52,726,781円（うち消費税及び地方消費税の額3,905,687円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第1号の規定による。

**登載依頼****熊本県障害者の相談に関する調整委員会公告第1号**

第6回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を次のとおり開催する。

平成27年5月19日

熊本県障害者の相談に関する調整委員会会長

- 1 開催日時  
平成27年5月25日（月）午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺公園28番51号  
熊本テルサ2階 ひばり
- 3 議題（予定）
  - (1) 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の見直しについて
  - (2) 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等の実施状況について（平成26年度）
  - (3) その他
- 4 傍聴者の定員について  
10人
- 5 傍聴手続について
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - (3) 傍聴希望者で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、5月21日（木）までに下記問合せ先へ申し込むこと。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県障害者の相談に関する調整委員会事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画調整班）（電話 096-333-2236）